

ハガキ・FAX等の記入例

- あて先は各記事の申込先 ●往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入 ●連記・重複申込不可
●特に条件のある場合は明記します

- ①行事名(コース)など ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話またはFAX番号
⑤「保育可」の催し等で保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名(ふりがな)・年齢

お知らせ

区政参加

人材募集

その他

傍聴してみませんか

●公文書管理委員会(オンライン)

日 10月16日(金)午前10時～正午

申 問へ電話・FAX(記入例3面)

10月2日まで 先着6人

問 区政情報課

☎5432-2085 FAX 5432-3007



区議会第3回定例会を開催します

開催予定期間／9月15日(火)～10月20日(火)

令和7年度(2025年度)決算の審議等を行います。
本会議と決算特別委員会の模様は、本庁舎と総合支所、インターネット議会中継(区HP)でご覧になれます。
なお、インターネット議会中継では、この他に常任委員会や特別委員会、議会運営委員会もご覧になれます。
エフエム世田谷(FMラジオ83.4MHz)では、9月17日(木)から代表質問と一般質問の録音放送を行う
予定です(月～金曜＝午後5時から、日曜＝午後7時から)。

問 区議会事務局 ☎5432-2779 FAX 5432-3030 区HP 10105

職員募集

事務嘱託員(非常勤)

勤務日数／月16日

報酬／月額19万1586円

任用期間／11月1日～令和9年(2027年)3月31日

(再度任用あり)

申 PUBLIC CONNECTのホームページ

(二次元コード) 9月15日まで

問 人事課総務事務センター

☎5539-3241 FAX 5432-3009



第12期「野川流域連絡会」委員の募集

対 野川流域在住・在勤・在学で年6回程度の会議などの活動に出席できる方

任期／2年間

申 問へ作文「応募の動機(野川への思いや意見など)」(800字程度。住所、氏名、連絡先、区内在学・在勤の方はその住所と電話番号も明記)を郵送・メール 10月9日(必着)まで ※書類選考のうえ、11月下旬ごろ通知。

問 北多摩南部建設事務所(都)

〒183-0006 府中市緑町1-27-1

☎042-330-1845

✉S0200212@section.metro.tokyo.jp

都市計画案等の公告・縦覧、意見書の提出

1 都市計画法第17条に基づく都市計画案

- ①第一種市街地再開発事業の決定(千歳烏山駅前広場南側地区)
②高度利用地区の変更(千歳烏山駅前広場南側地区)
③地区計画の変更(千歳烏山駅周辺地区)
④生産緑地地区の変更
⑤都市計画公園の変更(世田谷第2・2・75号北烏山のき公園)

2 街づくり条例第14条に基づく地区街づくり計画案

地区街づくり計画の変更(千歳烏山駅周辺地域)

共通事項

縦覧・意見書の提出期間／9月3～17日(必着)

縦覧場所／都市計画課、総合支所街づくり課

※1 ⑤はみどり政策課も含む。

意見書の提出方法／区HPからオンライン手続き、

1 都市計画課(〒158-0094 玉川1-20-1 FAX後記)、2 烏山総合支所街づくり課、駅周辺整備担当課(〒157-0062 南烏山6-28-6 FAX後記)へ郵送・FAX・持参(書式自由。都市計画案の名称、意見、住所、氏名を明記)
問 1 ①～③ 2 烏山総合支所駅周辺整備担当課
☎3326-9836 FAX 3326-6159 1 ④都市計画課
☎6432-7148 FAX 6432-7982 1 ⑤みどり政策課
☎6432-7903 FAX 6432-7989

1 区HP 22147 2 区HP 26896

休業します

- 砧図書館 9月9～11日
●玉川台図書館 9月9～11日
●梅丘図書館 9月15～17日
●深沢図書館 9月15～17日
いずれも特別整理期間のため

10月10日は世田谷総合支所くみん窓口が閉庁します

世田谷総合支所くみん窓口は、新庁舎への移転のため10月10日(土)はお休みします。
住民登録・戸籍の手続き等は、他の総合支所のくみん窓口や太子堂出張所で取り扱います(土曜のため一部取り扱いできない手続きがあります)。

問 世田谷総合支所区民課(住民登録等＝☎5432-2814、戸籍等＝☎5432-2825、いずれも FAX 5432-3031)

税・保険・年金

税金

国保・高齢者医療

介護保険

年金

税理士会による「税の無料相談」

対象地域	日時	会場・問合せ・申込先
世田谷税務署管内	9月12日(土) 午後1時30分～4時 【相続税専用】 9月18日(金)午後1時30分～4時	東京税理士会世田谷支部(若林4-31-7ベルジェ102) ☎5481-0770 FAX 5481-0771
北沢税務署管内	9月14日(月) 午後1時～4時	東京税理士会北沢支部(松原6-1-10アイリンマンション3階) ☎3322-7894 FAX 3323-3571
玉川税務署管内	9月11日(金) 午後1時～4時 【相続税専用】 毎週火・木曜 午後1時～4時	東京税理士会玉川支部(玉川2-4-4玉川酒販会館3階) ☎3700-0562 FAX 3708-5131

他 要申込み。相談時間は1回30分。1回のみ無料。
担当／税務署

65歳以上の方(第1号被保険者)へ今年度の介護保険料を減額します

対 65歳以上で次の「減額の基準」に当てはまる方
減額の基準

- ①介護保険料段階が第2段階・第3段階
②現在、生活保護を受けていない
③介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に

入所していない

- ④自宅以外に不動産を所有していない
⑤所得税・住民税を納めている人の扶養を受けていない、また、生計が同一でない
⑥健康保険(医療保険)の被扶養者となっていない(国民健康保険、後期高齢者医療制度、任意継続健康保険は可)
⑦世帯の年間収入金額が150万円以下(2人以上のときは1人あたり50万円を加えた金額)
⑧世帯の預貯金、有価証券等の合計額が350万円以下(2人以上のときは1人あたり100万円を加えた金額)
⑨保険料に未納がない
※住所が同じ、同じ敷地内に居住している、公共料金等を負担しあっている、これらの状況にある方々は同一世帯に属するものとみなします。

申請に必要なもの

- ①7月以降に届いた介護保険料の決定通知書
②健康保険証 ※マイナンバーカードを健康保険証として利用している方は添付不要です(確認のためご連絡する場合があります)。
③世帯全員分の収入が分かるもの
④各種手当の通知⑤世帯全員分の預貯金通帳、有価証券(または保有状況が確認できる書類)
⑥公共料金領収書や通知書(電気、ガス、水道各1枚ずつ)

※いずれも写しを提出してください。

減額後の保険料／第2段階の方＝年額2万6376円、第3段階の方＝年額3万3912円

申請期限／令和9年(2027年)3月31日(必着)

問 介護保険課 ☎5432-2643 FAX 5432-3042

年金生活者支援給付金の受け取りには手続きが必要です～新たに対象となった方へ～

一定の所得要件を満たした基礎年金受給者(老齢・遺族・障害)で、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となった方へ、9月頃から順次、日本年金機構から簡易な請求書(ハガキ型)が送付されます。ご自身で氏名等を記入して日本年金機構へ返送してください。

なお、支給要件の確認が必要な方には、年金生活者支援給付金請求書(A4型)と所得状況届等が送付されます。期限内にお手続きください。

電話での案内はありません。特殊詐欺にご注意ください。

問 年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(050から始まる電話からは☎03-5539-2216)、世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 ☎6844-3871(音声案内1→2) FAX

3421-1147

詳しくは、日本年金機構のホームページへ▶

